

閱覽用

令和3年4月20日

第4回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第4回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月20日(火) 午後2時00分から午後2時40分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(15名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	13番 安齋 栄
14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志	16番 三浦 喜周
17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治	19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員(3名)

5番 松本 太委員、10番 馬場 利正委員、17番 佐藤 信喜智委員

農地利用最適化推進委員(1名)

23番 平 義一委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長(奥平貢市) 会長 これより、令和3年第4回二本松市農業委員会を開

会します。

(宣告 午後2時00分)

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員18名中、15名、推進委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番松本太委員、10番馬場利正委員、17番佐藤信喜智委員、23番平義一委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、13番安齋栄委員、14番菅野一紀委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取

り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明に先立ちまして、議案の一部削除についてご説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。

議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、4月19日に申請人より取下願出書の提出がありましたので、削除をお願いいたします。

取り下げの理由は、現地測量をした結果、当初計画をしていた土地利用計画図と対象地の面積が大きく異なることとなり、予定していた売買の決済条件が整わないため、申請を取り下げることです。

以上で議案の一部削除についての説明を終わります。

事務局 続けて議案第24号の説明に移ります。

議案書3ページから4ページにかけてをご覧ください。

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号5につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は

相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

38番（伊藤金志）委員 38番、伊藤です。議案第24号、番号1と2について調査報告をいたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりです。4月17日午前に譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんと馬場委員と私の4人で確認をいたしました。間違いがないということで、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

続きまして、番号2について状況を報告いたします。17日午前に譲受人の■■■■さんと馬場委員と私の3人で現地を確認いたしました。譲渡人の■■■■さんは立ち合いを忘れたのか現地に来ませんでしたので、翌18日に馬場委員が直接お会いしてお話を伺ったところ、間違いがないということでございました。何ら問題なく許可相当と私どもは判断いたしましたので、皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

25番（菅野正寿）委員 議案第24号の3番、4番、5番について調査結果をご報告いたします。

番号3について、4月18日午後1時より現地にて譲受人の■■■■さん、

農業委員の武藤一夫さんと私で現地を確認いたしました。譲渡人の[]さんは電話にて確認をいたしました。10年以上にわたって譲受人の[]さんは、ここの農地を借りて耕しているのですが、非常に条件の悪い所ですが、今後とも耕作するという事で許可相当と考えます。

続きまして番号4番について、同じ18日午後1時から譲渡人の[]さん、譲受人の[]さん、同じく農業委員の武藤一夫さんと私で現地を確認し、ここについても10年以上にわたり[]さんが耕しておったという事で何ら問題ないという事で許可相当と判断いたします。

番号5番について、譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんと農業委員の武藤一夫さんと私で同じく午後1時30分より現地にて確認いたしました。ここにおきましても譲受人の[]さんが10年以上にわたり耕作をしておったという事で問題なく許可相当であると判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第24号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛

成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第24号、番号1から番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第25号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和3年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、駐車場需要のある申請地に貸駐車場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

27番（遊佐幸吉）委員 議案第25号1の説明をいたします。

4月15日11時から松本委員と私と[REDACTED]さんで現場確認をいたしました。内容は事務局説明どおり何ら問題もないということでご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第25号番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第25号番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和3年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、駐車場需要のある申請地に貸駐車場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の商業地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、事後申請となります。平成29年4月より利用していた資材置場への進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号4、借受人は宿舎に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号5、実家の老朽化に伴い建替えを検討しましたが、崖地規制により既存宅地への建替えが不可能なため申請地に計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号6、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分につい

て、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

27番（遊佐幸吉）委員 議案第26号の1の説明をさせていただきます。

4月15日10時30分から、松本委員と私と譲受人の[REDACTED]さんとで現地で確認いたしました。内容は事務局説明のとおりです。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。

15番（佐藤孝志）委員 議案第26号番号3について現地調査の結果をご報告いたします。

14日8時40分に会社事務所を訪れまして、ご都合を伺いに行ったんですが、社長さんは不在でしたが、弟で取締役の[REDACTED]さんがおられまして、それから都合を聞いたところ、これから現地に行くということで14日午前9時に大内信一推進委員とともに現地に伺い、書類並びに現地の調査をいたしました。今回の案件は事後申請で顛末書も出ております。議案書それから案内図、そのとおりでございまして、内容も事務局の説明のとおりでございまして。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上でございまして。

30番（佐藤 孝）委員 議案26号の4番の説明をいたします。

4月17日野地さよ子委員と私と[]さんと自宅で聞き取りをしました。

[]さんの子どもさんが大きくなったということで、この場所に住宅を新築するということで、間違いはないということでありますのでご審議よろしくお願ひします。

29番（遠藤伝栄）委員 議案第26号、番号5と6について調査内容をご報告いたします。

4月17日午前6時から佐藤信喜智農業委員と私、それから[]さん、[]さんは息子さんになりますが、この時ちょうどお仕事ってということで帰ってきていなかったのて、現地で内容を確認いたしました。内容につきましては事務局説明のとおりということで、特に問題なく許可適当と考へます。

番号6でございますが、同じく17日の6時30分から佐藤信喜智委員と私とで譲渡人の[]さん他3名、全員参集のもと現場にて確認をいたしました。内容等については事務局説明のとおりということで許可適当と考へます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和3年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書9ページから22ページにかけてをご覧ください。

番号1から番号19につきましては、公共工事の工期延長等に伴い、一時転用の期間を延長する変更申請があったものです。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7番（根本信康）委員 議案27号1についてご説明したいと思います。

4月15日に貸付人の■■■■さんと現場担当の■■■さんから話を伺う予定でしたが、■■■さんは当日は来られなかったんですけれども、仮設事務所でお話を伺いました。内容につきましては事務局説明のとおりで問題ないと思います。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第27号番号2について調査内容をご報告いたします。

4月14日に貸付人の■■■■さんと■■■さん、借受人の■■■■の担当者の■■■さんから内容を聞き取り、17日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、堤防工事の工期延長ということなので、事業計画変更はやむを得ないと考えますので、ご審議よろしくお願ひします。以上です

4番（佐藤勝則）委員 4番、佐藤です。議案第27号の3番並びに4番について現地確認の報告をいたします。

3番、貸付人の■■■■さん他6名の方々に電話にて確認いたしました。また、借受人の■■■■さんの■■■さんには17日に電話にて確認いたしまして、転用理由につきまして事務局の説明どおりでありまして、今現在、実質

10,000平方メートル以上なんですけれども、まだ3分の1くらいがまだ残土捨てていないというような状況なもので、そんな内容でございますので何

ら問題はないかと思われます。

続きまして、4番につきまして貸付人の■■■■さん並びに借受人の■■■■さんの方には14日に電話にて確認いたしまして、今現在やっている工事の延長で、また入札したということで同じ場所を利用したいということでもありますので、何ら問題なく許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

13番（安齋 栄）委員 13番、安齋です。議案第27号番号5について調査内容をご報告いたします。

この案件は、昨年10月の農業委員会にて令和3年4月30日までの許可が下りたという経緯があります。工事が資材不足のため延長になり令和4年1月31日までの延長見通しです。貸付人の■■■■さん、■■■■さん、電話確認でした。間違いないということです。借受人の■■■■の担当者・■■■■さんにも電話での確認ということでした。ということは前回の申請時に遊佐一夫委員とともに現況確認していますので電話での確認ということでございます。許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。議案第27号の6番と7番について調査内容をご報告します。

現地で貸付人および借受人の■■■■それから■■■■の担当者から説明を受けまして、変更内容については事務局説明のとおりで、工期が8月31日まで延長されたということで、9月30日まで許可していただきたいという

ことですので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

22番（武藤健之）委員 議案第27号番号8、9、10、11、12、13について調査内容をご報告いたします。

4月16日、番号8、9、10、借受人の[]、担当者・[]さん、番号12借受人の[]さん、番号11と13の借受人の[]さんに確認いたしました。内容については事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題なく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

36番（渡邊 久）委員 36番、渡邊です。議案第27号番号14から17まで報告いたします。いずれも転用理由は事務局説明とおりです。同一なので一括して報告させていただきます。

4月14日、借受人の番号14、15の株式会社[]、[]さん、16番の有限会社[]、番号17番[]の[]さんに、それぞれ電話で話を伺いましたところ、以前の申請に間違いないということで確認いたしました。また、貸付人の6名の方々にもそれぞれ確認をいたしましたところ、業者さんからの連絡をいただき、承認しているということでございました。何ら問題はないかと思われませんが皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

11番（武藤栄利）委員 11番、武藤です。議案第27号番号18について調査内容をご報告いたします。

この議案は、3月の農業委員会において承認をいただいた農地であります。

現地は前回確認しておりましたので、4月18日、■■■■さん宅を訪問し、話を伺いました。ただいま、事務局説明のとおりであり、許可適当と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

9番（武藤一夫）委員　　9番、武藤一夫です。議案第27号番号19番の調査説明をさせていただきます。

この案件は先月、農業委員会で承認を得た案件で事業計画変更、日付延長ということでございます。今回、現地は我々が確認しましたが、貸付人、借受人については、それぞれ電話で確認したところであります。内容は事務局の説明のとおり、何ら問題なく許可適当と考えますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第27号、番号1から番号19について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第27号、番号1から番号

19については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書23ページをご覧ください。

議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、4月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書35ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区48筆62, 360平方メートル、安達地区11筆20, 780. 1平方メートル、岩代地区17筆26, 511平方メートル、東和地区1筆711平方メートル、合計77筆110, 362. 1平方メートルの計画内容でございます。

なお、新規設定は議案書23ページの番号1番、議案書23ページから24ページの番号2番、番号3番、番号6番、議案書25ページから26ページの番号7番、議案書28ページの番号10番、番号11番、番号12番、議案書30ページの番号15番、番号16番、議案書32ページの番号17番、番号

18番、番号19番、番号20番の計14件となります。

また、番号17番、番号18番、番号19番、番号20番の4件については農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から20の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号、番号1から番号20について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第28号、番号1から番号20については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第4回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後 2 時 4 0 分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年4月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 安齋 栄

署 名 委 員 菅野 一紀